

投稿報告

欧州における出入国管理施設での 収容と視察

その課題と実践

新津久美子 東京大学寄付講座「難民移民」事務局（CDR）（国際人権法）

key words

視察、出入国管理施設、拷問防止／Inspection, Immigration Detention Centres, Prevention of Torture

1. はじめに

筆者は、2013年11月21日、22日にストラスブール・欧州評議会会議場にて開催された「欧州における出入国管理施設での収容：共通の懸念点の確立と最低限の基準策定に向けて」（Immigration Detention in Europe: Establishing Common Concerns and Developing Minimum Standards）に参加をする機会を得た¹。主催は、欧州評議会議員会議（Parliamentary Assembly, Council of Europe, PACE）であったが、特に収容施設における経験が深い英国刑事施設視察委員会（Her Majesty Inspectorate of Prisons, HMIP）²がイギリス国内人権機関（UK National Preventive Mechanism, NPM）の一つとして、共同主催団体として加わっていた。会議の目的は、出入国管理施設（以下、入管施設）の状況改善と、同施設での視察活動の向上促進のために何が出来るか、ということであった。具体的には、欧州の入管施設で必要であると参加者が望む変革点と懸念点の共有化がまずなされ、その後、それらにもとづき、欧州における入管施設の最低限の共通基準策定に向けた議論がされた。

出席は、拷問等禁止条約選択議定書³に基づき設置された欧州各国の国内人権機関の委員、つまり、実質的には収容施設の視察委員である人々が33カ国から46名、また、欧州評議会の諸人権委員会に属する議員8名、欧州評議会事務局11名、国連拷問小委員会（Subcommittee on Prevention of Torture, SPT）や欧州拷問等防止委員会（European Committee for the Prevention of Torture, CPT）両委員長も含めた国際機関やNGO・研究者が11名、他に、オブザーバーが13名、合計89名の参加があり、欧州以外の国からの招待参加は日本とバーレーンからあった⁴。2日間にわたる会議⁵は、議長に欧州評議会及びHMIP首席視察官を置き、各国で視察にあたる国内人権機関の委員や研究者が、実例や今後のあるべき姿を提案し議論をするという形式であった。会議の様子は欧州評議会によってまとめられ、将来的に、欧州における非正規移民の収容に関する包括的基準が必要かどうか、もし作るとしたらどのような内容が含まれるべきか、といった議論に活かされる予定である、とのことであった。最終的に、会議終了から10日間ほど経って、会議の内容を反映させた「出入国管理施設における被収容者取扱基準策定への枠組み案」（Draft Standards Framework for the Treatment of Immigration Detainees）が、共同主催者のHMIPより配布された。

本稿では、欧州各国の専門家会合において出された出入国管理施設での収容と視察をめぐる最新の課題と実践を紹介し、会議の後に最終的に出された「枠組み案」につき触れたい⁶。

2. 背景情報——出入国管理施設の視察に 特化した基準について

出入国管理施設に特化した安全基準や保護基準は、地域的にも国際的にも、文書としてはほぼ存在せず、そのことはこれまで数多く批判の対象となってきた。収容の明確な安全基準目標がないことと、拷問や非人道的取扱いのリスク発生には相関性も見出せよう。CPTは非正規移民を「脆弱性集団」と見なして7独自の基準を持っているが、「欧州内の多くの収容施設における非正規移民の存在に関わらず、現在においても欧州大陸の全てを網羅するような包括的指針がない」⁸ため、「自由を奪われた非正規移民の最低基準と安全基準を策定する」⁹必要性は常に提起されている。また、現存する欧州刑務所規則（European Prison Rules）¹⁰は、非正規移民の収容状況を網羅するには不十分であり、一般的に非正規移民は刑務所に収容されるべきではない、と強調もしている¹¹。

欧州では、47ある欧州評議会の国のうち31カ国において国内人権機関が既に作られているが、地域を通じた一つのトレンドとして共通して見られるのは、入管施設における被収容者の極端な脆弱性、法的知識や意思決定システム知識の欠如に起因する問題、文化や言語に関する問題である。加えて、母国でトラウマを受ける経験をしていたり、搾取や、人身売買の挙句、将来どうなるかもわからないまま期間の定めなく長期間収容されるといった非常に困難な経験をしている者もいる¹²。

イギリスでは、例えば、HMIPが特定の頻発する問題について強調をしてきた。明確な制限のない収容の問題や将来が不明な被収容者の心配やストレスが高いレベルであることが報告されている¹³。

他の主要問題としては、身体的及び肉体的な健康問題、家族と連絡が出来ないことによるストレス、高品質な業務提供にはなかなか行き会えないことなどがある¹⁴。多くの欧州評議会の加盟国はこうした状況につき懸念を持ち、加えて、欧州基本権機関（Fundamental Rights Agency, FRA）の非正規移民の権利に関する近年の会議¹⁵で、収容の状況と提供体制がしばしば不適切である、と収容施設の視察委員会や監視機関より報告がなされている。

欧州における出入国管理施設の関連文書には現在以下が存在する¹⁶。

① 欧州評議会議員会議（PACE）

- ・「勧告1900及び非正規移民と難民申請者の収容状況に関する15の最低基準」（15 rules governing minimum standards of conditions in detention centres for migrants and asylum seekers）（2010年）
- ・「勧告1547」（2002年）

② 欧州評議会閣僚委員会（Committee of Ministers, Council of Europe）

- ・2005年5月4日閣僚委員会にて採択「強制送還に関する20のガイドライン」（20 Guidelines on Forced Return）第2章「送還のための収容」

③ 欧州拷問等防止委員会（CPT）

- ・2009年一般報告書（general report）（自由を奪われた非正規移民の保護策）
- ・2011年収容基準（standards of detention）第4章「外国人政策の下で収容された外国籍の人々」

④ 欧州人権裁判所（ECHR）の判例（ただし、収容状況に関するものは少なく、子どもと家族に関するものが多い）

⑤ 欧州連合（EU）

- ・EU指令2008/115/EC 自由を奪われた非正規移民に関する基準（Standards related to irregular migrants deprived of their liberty）2008年12月6日
- ・帰還指令（Return Directive）2008年
- ・収容受入状況指令（Reception Conditions Directive）2013年
- ・難民手続指令（Asylum Procedure Directive）2013年
- ・ダブリン規則（Dublin Regulation）2013年

⑥ 国連自由権規約委員会

・ 一般的意見35（草案）18節「刑罰としてでない施設」2014年

⑦国連難民高等弁務官事務所（UNHCR）

- ・ 収容ガイドライン（Guidelines on the applicable criteria and Standards relating to the detention of asylum-seekers and alternatives to detention）2012年
- ・ 難民申請者、難民、移民と無国籍者の収容に代わる代替策のグローバルラウンドテーブル（Global Roundtable on Alternatives to Detention of Asylum-Seekers, Refugees, Migrants and Stateless Persons）2011年7月
- ・ 子どもの最善の利益を決めるガイドライン（Guidelines on Determining the Best Interests of the Child）2008年5月
- ・ 入管収容視察の実践的マニュアル（Monitoring immigration detention practical manual）2014年17。Association for the Preventing of TortureとInternational Detention Coalitionとの共著。

中でも、PACEの「非正規移民と難民申請者の収容をめぐる15の最低基準」では、閣僚委員会に対し、非正規移民と難民申請者の収容状況に関する欧州規則を策定すべきと提言をしている¹⁸。欧州人権裁判所においても近年重要な判例が増えている¹⁹。加えて、欧州評議会のテーマ別作業部会においても、強制送還過程にある被移送者の非人道的取扱いを防止する視察に共通基準が存在しないことが議題とされている²⁰。欧州において、法的側面と非正規移民の現状のどちらも踏まえた、包括的で入管収容に特化した共通規則策定の必要性の高まっている様子は、これら文書からも窺える²¹。

3. 提起された入管収容における問題点

会議の中で提起された問題点は多岐にわたったが、主に下記の議論が盛んに行なわれた。

(1) 女性への暴力

入所までにも受けていて、収容後もそうした状態が続くパターンが見られる、との報告があった²²。

(2) 子どもの隔離の問題

イギリスでは子どもだけの収容は2010年に終わり、ティンズリー入管施設²³に子どもと親と一緒に収容される「ファミリーユニット」が8家族分、新規に用意されている。その運用実態と効果について紹介と議論があった²⁴。

(3) 安全性の問題

安全性確保のためには、遠回りでも被収容者の不服申立て機関の確保が大切である旨の報告が相次いだ²⁵。

(4) コミュニケーションの問題

通訳の確保の大切さ、携帯電話、SkypeやFacebookの使用の是非について議論された²⁶。

(5) 刑務所と入管収容の違い

国際法では、難民申請者は収容してはならないとなっているが、実態は異なり、時々、刑務所の方が入管施設より環境が良い、という状況があることなどが紹介された²⁷。

(6) 精神疾患者の取扱い

欧州人権条約第3条²⁸違反の非人道的取扱いに該当する場合があります、同条違反のイギリスの精神疾患の被収容者をめぐる4つの判例が紹介された。

(7) 「子ども」とは

年齢はいくつからなのか、子どもの権利条約では子どもと大人は18歳が境界線であるが、その判断で良いのか、また、子どもの収容を行わずに親のみを収容する場合、家族統合の確保はどうしたらいいのか、といった子どもを収容してもしなくても起きるディレンマが紹介された²⁹。

(8) 医療の問題

最も長く討議された。施設に着いたばかりの人々を医学的チェックする人々がいないこと（マケドニア）、施設到着当初にしっかり診察して特別な医療支援が必要な人（拷問経験者、精神疾患者）の区別をする必要があり、医者のほか、ソーシャルワーカーや心理学者の意見も必要であること（ベルギーNGO）、到着時、収容中・隔離拘禁時、強制送還前の3つの時点での医療チェックは確実に必要であろうこと（スイス）、トレーニングが必要なのは医者だけでなく、収容施設、精神科医・心理学者、ソーシャルワーカーにも受けさせる必要があること、一方で医者の「独立性」も大切であり、施設との関係が深まりすぎると問題が隠蔽化される恐れがあること³⁰（HMIPブイ視察官）などが紹介された。

(9) 医療の継続性

国はどの時点まで一貫した医療の提供をする義務があるのか、特に結核・エイズ（HIV）患者の扱いで苦慮しているという議論がなされた。被収容者がエイズだった場合、エイズの薬がないまま母国に帰国させるのは死刑に等しいとの認識が議論の中で見られた。この問題に関しては、欧州評議会の移民委員会（Migration and Immigration Committee）で提案がなされ、近く閣僚会議にかけられるとのことであった³¹。

4. 明らかになった合意事項と、最終案「出入国管理施設における被収容者取扱い基準策定への枠組み案」

後日の取扱い基準案に取り入れるべく、最終的に、議論の合意事項が議長より以下の通り発表された。

- ① **被収容者の法的アドバイスへのアクセスを確保すること。**
- ② **収容は絶対的に最後の手段であること。**
- ③ **被収容者は弱者であり、女性は分離して「収容」されるべきであるが「隔離」されてはならず、子どもたちは本来「収容」もされるべきではないこと。**万が一収容された場合は子どもたちから独立した支援者へ、また、国内人権機関から収容された子どもたちへのアクセスが確保されること。年齢は考慮されるべきであること。
- ④ **多様性への尊重。**国籍や文化の異なる人々に適切な対応を取るべくスタッフをトレーニングする必要があること。

- ⑤ 健康に関する専門家の独立性の確保。
- ⑥ 抑制と隔離は安全上の理由でのみ実施され、懲罰として行わないこと。
- ⑦ 被收容者とのコミュニケーションが大切であり「孤独」はリスクを増すこと。一番の支援は「制限なしの訪問」であること。被收容者は携帯電話とインターネットへのアクセスが認められるべきこと。
- ⑧ 被收容者は刑務所に入れられているのではないこと。被收容者の自由への全ての抑制は個別に根拠を持って立証されなくてはならないこと。
- ⑨ 現場において、被收容者に個別ケースへの対応への期待をさせないこと。国内人権機関（NPM）には何が出来て出来ないのか明示すること。被收容者を傷つけてはならず制裁からの保護をすること³²。

加えて、入管收容施設視察に際しての3つの大きな着眼点に以下が挙げられた。①法的な原則への立ち返り、②刑罰的な場所でないという視点：制服を着せたりするようなことがあってはならないし、文化的な部分を活かし、言語を学ぶなどの教育へのアクセス確保、③被收容者の弱者性という視点：往々にして見られる特徴として、忍耐力が弱く暴力性があるが、それは被收容者という弱者性に起因する部分が大いであることを理解すべきで、性的マイノリティ（LGBT）であることや宗教や文化の違いを起因とする何らかの人権侵害を受けている可能性があり、その兆候を見逃さないよう、刑務官・警備官にはトレーニングを施す必要がある³³。

会議終了から10日ほどして、共同主催団体のHMIPから参加者に対し、上記合意事項を核とした「出入国管理施設における被收容者取扱い基準策定への枠組み案」が送られてきた。主な策定項目は以下の分野であったが、詳細は全文をご覧ください³⁴。2、3年かけて手続を経た確定案ができあがる方向である³⁵。

- ・ 收容、地位の決定と拷問防止
- ・ 移送と到着
- ・ 被收容者の取扱いと收容状態
- ・ 安全、指示と規律
- ・ 多様性
- ・ 健康管理
- ・ アクティビティ
- ・ 福祉、社会復帰、退去と釈放
- ・ 外部視察

欧州において実際に法制度が出来るまでの一つの過程として、議論の実態をここまで見てきた。2日にわたる会議での議論は大変白熱し、本稿では紹介しきれなかった他のテーマでも大いに盛り上がった。苦闘しながらも、参加者である各国の收容施設視察委員自身が、自分たちの仕事に誇りを持ち、視察をどのようにしたら有効にできるか、どうしたら被收容者の人権をきちんと守れるのか、そもそも入管收容施設のあり方とは何なのかを問う、実践的な試みの披瀝と更なる改革への熱意が溢れる会議であった。日本では、欧州は進んでいるものと自動的に受け取りがちであるが、実際には自動的に環境が整うはずもなく、また現実にも問題も多発している。しかし、発生する問題は日本でも欧州でも地域に限らず共通点が多い。現場の問題になんとか普遍性を見出し、小さな改善策の提示と細かい議論を丁寧に行なって、進歩を図ろうと地道な努力を積み重ねている舞台裏を、今回はまさに目のあたりにした。数年後には、第一歩である今回の策定案を元にした、欧州地域を網羅する包括的な出入国管理施設での被收容者取扱いに関する法的文書が出来上がっているはずだ。今後の行く末を引き続き注視したい。

- 1 筆者は、研究を通じて知己の出来た英国王立刑事施設視察委員会（Her Majesty's Inspectorate of Prisons）より招待を受け今回の参加に至った。会議参加にあたり、アジア国際法学会日本協会より、研究プロジェクト助成（2013年度・プロジェクト名「出入国管理施設および刑事施設における透明性確保のあり方の研究」）を受けた。
- 2 HMIPは、イギリスの国内人権機関の一つとして現在組み込まれており、拷問等禁止条約選択議定書批准に基づき指定された18の国内人権機関のまとめ役でもある。普段は、収容施設における視察活動を、独立性を伴い行なう国家機関である。
- 3 設置目的に、国内人権機関を策定し、視察を行なっていくことをあげている（第1条、3条）。日本は未批准。選択議定書は2013年8月4日現在、署名72カ国、批准69カ国である。批准国の半分である35カ国が欧州諸国であり、選択議定書に基づき、世界中に50の国内人権機関が設立されたが、その3分の2は欧州内にある。なお、拷問等禁止条約本体は署名78カ国、批准153カ国、日本は1999年に批准。拷問等禁止条約選択議定書に規定される国内防止メカニズムに関しては、今井直「被拘禁者の国際人権保障の新たなメカニズム—拷問等禁止条約選択議定書の成立経緯とその内容・特徴」『龍谷大学矯正保護研究センター研究年報』1号、2004年、165頁以降；桑山亜也「拷問等禁止条約選択議定書の国内防止メカニズム」『法律時報』83巻3号、2011年、46～52頁に詳しい。
- 4 日本からは著者と宮内博史弁護士の2名、バーレーンからは国内人権機関関係者の2名が参加した。
- 5 プログラムは添付資料2として、難民研究フォーラムのウェブサイトに掲載 [<http://www.refugeestudies.jp/resources/>]。
- 6 翻訳した文書は、添付資料1として難民研究フォーラムホームページに掲載 [<http://www.refugeestudies.jp/resources/>]。原文は以下 [http://www.ochrance.cz/fileadmin/user_upload/ochrana_osob/ZARIZENI/Zarizeni_pro_cizince/Immigration_detention_standards_2013.pdf]。
- 7 See, CPT, "CPT Standards" [<http://www.cpt.coe.int/en/documents/eng-standards.pdf>], 19th General Report, Para. 75, p. 69. この中でCPTは、「CPTは警察署や刑務所と同様に、数多くの出入国管理施設を訪問するが、多くの国々において入管施設の被収容者は長く留め置かれる。こうした訪問ではしばしば、入管施設での被収容者は特に脆弱であり、非人道的取扱いを受けることが多く、それは、拘束された瞬間も、収容されている時も、送還される時にも、である」としている。
- 8 欧州議会指令2008/115/EC、2008年12月16日。この中では、自由を奪われた非正規移民の共通基準と手続が定められている。この指令は、ほとんどのEU全域の国々で適用されるものであり、いくつかの国々は2010年末までに国内法制に取り入れられたが、出入国管理施設を監視、視察する機関が未だ存在しない国も見られる。
- 9 CPT, op. cit. supra note 7, 19th General Report, 2009, Para. 78, p. 70.
- 10 2006年1月11日に閣僚委員会にて採択、元々は、1987年に作られたものであったが、抜本的に改訂された。特に、受刑者の健康問題に範囲を広げた点が主な変更点である。規則39において、刑務所当局は全ての受刑者の健康管理の義務があるとし、規則40において刑務所の医療サービスは一般の公共健康行政とともに緊密な関係性を構築することの必要性が示されている。この欧州受刑者規則は国連の被拘禁者最低準則を元に作成をされ、全部で108の規則がある [<https://wcd.coe.int/ViewDoc.jsp?id=955747>]。
- 11 「2006年に制定された欧州刑務所規則は、刑務所に収容された非正規移民には当てはまるが、一般的に規則の逐条解説でも強調されている通り移民収容者は刑務所に入れられるべきではない。欧州人権条約5条(1)で定められている通り、非正規移民が自由を奪われる可能性がある時とは、送還時若しくは不法入国時のみである。これは、彼らを受刑者として取扱うことは異なる」。CPT, op. cit. supra note 7, 19th General Report, 2009, Para. 78, p. 70.
- 12 最近の欧州評議会における第8回国内人権機関プロジェクトテーマ別ワークショップの様子は、以下で見ることが出来る。2012年3月開催 [http://www.coe.int/t/dghl/cooperation/capacitybuilding/nhrs_archiveSelectYear_en.asp]。
- 13 HMIPの代表的なテーマ別報告書には、強制送還時の移送に関する視察（2009年8月）、子どもの収容に関する視察（2008年8月）、入管施設でのケースワーク（2012年12月）、自傷の恐れのある人々に関する視察（2012年10月）などの報告書がある。入管施設のみならず、刑務所や警察留置場など、性質の異なる収容施設全般を横断しての報告書である点が画期的である [https://www.justiceinspectors.gov.uk/hmiprisoners/?s=thematic+report#.U_Gc80t3XA8]。
- 14 See, HMIP, "The effectiveness and impact of immigration detention casework: A joint thematic review by HMIP," December 2012, p. 5.
- 15 See, FRA conference, 'Dignity and rights of irregular migrants,' 21-22 Nov. 2011, Warsaw.

- 16 会議に先立って配布されたBriefing paper for participants prepared by the NPT of the UK, HMIP、及びAchermann, A., Jorg Kunzli, J., "Detention of Immigrants, Necessity of Common European Standards"などを参照。
- 17 全217ページ、2014年発行。非常に新しく、NGOと国連の協力で作成された本マニュアルは、今後大いに参照される可能性がある [http://reliefweb.int/sites/reliefweb.int/files/resources/monitoring_immigration_detention.pdf] 。
- 18 [http://assembly.coe.int/Mainf.asp?link=/Dpuments/AdoptedText/ta10/eRES1707.htm] 。
- 19 たとえば、MSS v Belgium and Greece, No. 30696/09, grand chamber, 11 Jan. 2011.
- 20 欧州評議会のテーマ別ワークショップは、2011年7月ロンドン、2013年3月ジュネーブ、同年6月ベオグラード (Belgrade) で開催されている。
- 21 See, FRA, op. cit. supra note 15.
- 22 メアリー・ボスワース博士 (オクスフォード大学) より、イギリスの近年の調査結果が報告された。入管収容施設において、妊婦の被収容者がマラリア対策の薬を飲み、次の日流産したこと、レイプされた人がトラウマのある状態で1年間収容されていたこと、男性警備官も女性の居室を捜査ができないが女性被収容者を緊張させ暴力が散見される、との指摘があった。また、HMIPヒンバル・シン・ブイ視察官より、妊婦が移送の際に車いすから何回か落ちたケースも報告された。
- 23 1996年設立。119名の男性のほか、8家族まで収容出来る [http://www.insidetime.org/info-irc.asp?id=12&IRC=irc_tinsley_house] 。
- 24 HMIPブイ視察官より、「家族収容を行うようになり、そうした施設では収容の概念が変化し、リラックスでき、保安レベルは低く、子どもたちは、センターの中を駆け回っている。普通の収容施設にはいろいろな人がいる。元受刑者、若者、年寄り……。そういう中に、子どもは入れるべきではない。ガドウィック空港側に、子どもも含めた家族収容の施設がある。ここは、ある種、収容に際しては『刑務所パラダイム』を使わなくてはならない、との考え方を打ち砕く場所である。Cedarsと呼ぶその場所は、刑罰のための場所ではなく、非常にオープンであり、リラックスできる空間である。まだ子どものいる家族が数日間のみ滞在する場所としての施設であるが、こうしたオープンでリラックスして、保安レベルも非常に低い環境は、福祉とサポートを元にするという収容施設の新たな特性を体現しており、未来の入管施設の姿ではないか」との発言があった。
- 25 オランダの視察委員より、国内に3つの入管収容施設があるが毎週記録を取り、ボランティアと被収容者が話せているかチェックしている、ボランティアと被収容者が話せることは、伝統の一つである旨の報告があった。警察の関与について、イギリスでは非常に大きな騒乱が発生しない限り、混乱が広がる一方なので呼ばれないこと、スイスやノルウェーでは入管に警察も関与することが紹介された。
- 26 エストニア代表より、シリアやベトナムからの人々がいるが、コミュニケーションがうまくできておらず、通訳の確保が不適切であることが大きいこととの紹介があった。同時に、自国では大きな刑務所があって、その一部が入管という運用の仕方が見られるとのことであった。HMIPブイ視察官より、SkypeやFacebookは現在禁止であるが入管施設では認められる方向で動いており、携帯電話は既に各人保有が認められ、費用は国が負担し、問題なく運用していること、却って訴訟手続や帰国に向けての手続が円滑に行なわれるメリットがあることも報告された。
- 27 例えば、家族面会、環境確保など。また、入管では屋外での活動があまりできず、女性の被収容者でも男性医師に診察を受けていることがマケドニアの視察委員から報告され、単に「収容」しているだけでも、事実上の罰 (パニッシュ) になるため、被収容者の収容時におけるアクティビティ活動の確保がとても大切であろう、と報告があった。他に、アルバニアの視察委員より、現在我が国は変革状況にある。刑務所には非常に厳しい運用規定があるが、かえって入管にはないこと、例えば、隔離収容、弁護士へのアクセス、不服申立てシステムの欠如、などが紹介された。加えて、HMIPブイ視察官より、入管収容施設と刑務所は異なるのに実際の扱いは同じでありこの点を改めて考え直さなくてはならないこと、刑務所と入管の違いは多々あるが、明らかに刑罰の有無は異なること、イギリスでも2013年現在、1,000人の入管施設にいるべき人々が刑務所にいること、入管収容は刑罰 (criminal sanction) ではなく、罰してはならない、という原則に常に立ち返るべきであろうこと、イギリスでは長期収容が散見され、30~35日間で平均滞在期間だが、2、3年から5年間収容という人もいること、隔離収容は罰になるので、安全上の大きな理由がない限りはやらないことが報告された。また、入管施設は刑罰施設ではないことに立ち戻り、イギリスが実践しているように、主な施設運営は一般スタッフがいき、警備に関する保安スタッフはあくまで補助業務を行なうというように、日々の運営も2つに分けるのはどうだろうか、との考えが披瀝された。
- 28 第3条 (拷問の禁止) 「何人も、拷問又は非人道的な若しくは品位を傷つける取扱いもしくは刑罰を受けない」。
- 29 HMIPブイ視察官より、イギリスでは残念ながらこうした人々の収容は時々発生しているが、子ども、精神疾患患者、拷問経験者など「収容すべきでは

ない人々」を収容してはならない、とはっきり規定することの大切さが提起された。また、ドイツの視察委員より、家族の場合は父のみ収容し母子は近くで宿泊というのが普通であることが紹介された。

- 30 イギリスで、2013年、手錠されたまま施設から病院に移送された84歳の被収容者がそのまま手術されて死亡したケースがある。HMIP 報告書、2014年より [<http://www.independent.co.uk/news/uk/home-news/84yearold-dementia-patient-died-in-handcuffs-at-immigration-detention-centre-9063548.html>]。
- 31 HMIPブイ視察官より、イギリスでは治療方法のない国に被収容者を送還する時は、通常よりも3カ月長く収容するが、結局、3カ月生存期間が延びるだけである（治療方法のない国に返すので）現実が紹介された。また、スイス視察委員より、本国では入管施設の入所時に結核感染の有無の検査をすることが紹介された。ノルウェー視察委員からは、本国の入管施設では訪問者があった場合、全被収容者は裸体検査を受けること、それは相手が弁護士でも家族でも同じであり、15歳以下の子どもにもつい最近までやっていた、との報告があった。
- 32 出席者であるマルコム・エバンス教授（国連拷問等禁止条約小委員会委員長）からは「全ての被収容者は弱者であり、注意深く対応する必要がある」の言葉が紹介された。
- 33 この提示に対しては、HMIPケトラー視察官より「被収容者に聞き取りをすることで収容施設の実際の雰囲気もわかり、施設内で普段どんなことをしているか、個々の手続の進み具合や実際の扱われ方もわかる。注意深い聞き取りはとても大切である」こと、HMIPハードウィック首席視察官より「長期の収容施設より短期収容施設の方が、実は人目につきにくく、人権侵害が起きやすいということは、自らの体験からも明らかである」こと、フランスの視察委員より「NPM（国内人権機関）は、特権的でありユニークな地位にある。収容施設が適切な運用がなされているかチェックする際に、その地位を最大限活かすべきである」こと、スイスの視察委員より「過度に被収容者の性質の区別をつけるのは、どうなのか。『被収容者』は、そこが刑務所でも入管施設でもどこでも、みな、権利を確保されるべきである」との意見が出た。
- 34 前掲注6参照。全25頁にわたり、詳細に規定されている。
- 35 HMIP ブイ視察官の会議中の発言より。